

[事案 28-134] 新契約無効請求

・平成 29 年 10 月 27 日 裁定不調

※本事案の申立人は、[事案 28-133] の申立人の兄弟である。

<事案の概要>

契約時、募集人から契約内容の説明がなかったこと等を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 3 月に変額個人年金保険に加入していたところ、平成 18 年 1 月に変額個人年金保険（本契約）に加入したが、以下等の理由により、本契約の一時払保険料相当額を返還してほしい。

- (1) 募集人から、平成 16 年の契約時に商品の説明を聞いた記憶がなく、本契約の際にも、前回と同じ商品なので何の説明も聞かずに契約したと思う。
- (2) 契約後に、自分の兄弟が代表取締役である法人が契約者で、自分が被保険者である別契約（変額個人年金保険）の募集人から、本契約は元本保証であると説明を受けるとともに、保険会社の本社部門名義で、他契約は元本保証型の商品である旨の「お詫び」と題した文書が届いた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の募集人は、平成 16 年の既契約の募集にあたり、積立金、年金原資、年金には最低保証がない旨説明しており、本契約の募集の際にも、本契約成立後にも、積立金、年金原資、年金に最低保証がある旨の説明はしていない。
- (2) パンフレット、ご契約のしおり・約款には、積立金、年金原資、年金には最低保証がないことが記載されている。
- (3) 「お詫び」と題する文書は、当社が作成したものではなく、別契約の募集人が独断で作成したものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。本契約の募集人については、死亡のため事情聴取は実施できなかった。別契約の募集人については、協力が得られず、事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が募集人から何の説明も受けずに契約したとは認められず、別契約の募集人が申立人の兄弟に対して行った説明は本契約締結後の事情であるので本請求には直接影響を与えないものの、前記「お詫び」書面が交付された事情もあることから、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。